

改善報告書

令和2年7月30日

1. 大学名：平安女学院大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○教育職員免許法施行規則第22条の6に定める教員養成の状況についての情報を適切に公表していない点について、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

教育職員免許法施行規則第22条の6において公表するものと定められている教員の養成状況について、一部の項目についての公表が不十分であった。指摘された「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること」「担当授業科目」などについて掲載し公表している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-1の資料

・教職情報公開ページ掲載内容

改善報告書

令和2年7月30日

1. 大学名：平安女学院大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-3

○学校教育法第93条第2項に定める教授会は学長が決定を行うに当たり「意見を述べるものとする」ことが、学内規則において「意見を述べることができる」となっている点について、改善が必要である。

○学校教育法第93条第2項第1号に定める学長が決定を行う事項における「課程の修了」が学内規則に定められていない点について、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-3について

○国際観光学部教授会規程、子ども教育学部教授会規程、ともに2017年11月28日の理事会において指摘された条文を改正。「意見を述べるものとする」とした。

○国際観光学部教授会規程、子ども教育学部教授会規程、ともに2018年3月28日の理事会において指摘された条文を改正。学長が決定を行う事項における「課程の修了」を規定した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-3の資料

- ・国際観光学部教授会規程
- ・子ども教育学部教授会規程
- ・2017年11月28日理事会資料
- ・2018年3月28日理事会資料

1. 大学名：平安女学院大学

2. 認証評価実施年度：平成／令和 29 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-4

○決算及び事業の実績について、理事会で決定する前に評議員会で承認し、理事会後に意見を求めている点について 改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3-4 について

決算及び事業の実績については、実地調査以降の年度においては、寄附行為に基づき、理事会で承認し、理事会後に評議員会で意見を求めている。令和元年度の決算及び事業の実績については、令和 2 年 5 月 26 日開催の理事会において承認し、理事会後に開催された評議員会において諮問し、賛成をしている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3-4 の資料

- ・学校法人平安女学院理事会議事録（令和 2 年 5 月 26 日）
- ・学校法人平安女学院評議員会議事録（令和 2 年 5 月 26 日）